

豊能町立図書館資料収集に関する方針

令和5年4月1日

豊能町立図書館設置条例（昭和60年条例第22号）第2条第1項第1号に規定する図書館資料の収集は、図書館法、図書館の自由に関する宣言（1997年改訂）の趣旨内容に則り、あらゆる分野の、すべての人々に役に立つ資料を、何ら偏見を持たずに幅広く収集するものとする。

- 1 収集する資料の種類は、一般図書、青少年図書、児童図書、参考図書、郷土資料、地方行政資料、逐次刊行物、視聴覚資料、障害者サービス用資料及びその他資料とする。
- 2 各資料の資料別収集方針
 - (1) 一般図書
学習し教養を身に付ける、調査研究や実用及びレクレーション等に役立つ資料として、入門的な図書から必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。
 - (2) 青少年図書
社会に出るための準備をしているこの年代が興味を持ち、必要とし、将来を考えるための参考となる資料を収集する。
 - (3) 児童図書
子育ての中で児童の発達段階に合わせた読み聞かせから、自分で読書の楽しみを発見でき、読書週間の形成と継続に役立つ資料を収集する。また学校図書館、子育て施設及び調べ学習に役立つ資料を収集する。
 - (4) 参考図書
一般的な調査研究のため必要な事典、辞典、年鑑、目録、書誌及び地図等を幅広く収集する。
 - (5) 郷土資料
豊能町に関する資料はその形態にかかわらず積極的に収集し、近隣市町に関する資料も収集する。
 - (6) 地方行政資料
豊能町が発行する資料及び、必要に応じ、豊能町以外の行政機関が発行する資料も収集する。
 - (7) 逐次刊行物
新聞は主要全国紙を中心に、専門誌、機関紙などは、必要に応じて収集する。雑誌は、国内発行の各分野の雑誌を、必要に応じて収集する。

- (8) 視聴覚資料
学習し、教養を身に付けたり実用等に役立つものを、必要に応じて収集する。
 - (9) 障害者サービス用資料
だれもが図書館を利用できるよう必要とされている資料として、録音図書、点字図書、大活字本、その他資料を、必要に応じて収集する。
 - (10) その他資料
紙芝居やパンフレット等を、必要に応じて収集する。
 - (11) 寄贈資料
寄贈資料の受入についても、この方針を適用する。
- 3 特に利用の多い資料は複本を揃える。
- 4 リクエストされた未所蔵資料は、次項に定めるものを除き、できる限り収集するように努める。
- 5 次の資料は原則として収集しない。
- (1) 人権又はプライバシーを侵害するもの
 - (2) 公序良俗に著しく反するもの、犯罪を助長するもの
 - (3) 長期の使用に適さない形態のもの（書き込み式、切り取り式、ポップアップ式、リング式、豆本等）
 - (4) 付録が主であるもの、図書が単体で使用できないもの
※付属の電子媒体（デジタルコンテンツ）が館外貸出不許可のものは、慎重に扱う
 - (5) 学習参考書、受験参考書及び資格試験問題集等
 - (6) 医学専門書等の高度な専門書や著しく高価なもの
 - (7) 電子機器等の取扱いに関する資料のうち、利用可能な期間や対象が限定的なもの
 - (8) 占いやギャンブルに関する短期予想等、使用期間が短いもの
 - (9) 国内で流通していないもの
 - (10) 1枚ものの楽譜
 - (11) ゲームソフト・ゲームアプリの攻略本